

# トルコの知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

トルコ共和国は、西アジアに位置するアナトリア半島及びヨーロッパに位置するバルカン半島東南端にまたがる共和制国家である。北は黒海、西と南は地中海に面しており、ボスポラス海峡、マルマラ海及びダーダネルス海峡という交通の要衝を有している。トルコ共和国の首都はアンカラ<sup>2</sup>、公用語はトルコ語、通貨はトルコ・リラである。

1299年にオスマン帝国が勃興し、バルカン半島、メソポタミア、北アフリカ、アラビア半島にまたがる大帝国を形成した。しかし、オスマン帝国は第一次世界大戦での敗北により1922年に消滅した。翌1923年、ローザンヌ条約により、トルコ共和国（以下「トルコ」という）が成立した。その後、トルコでは、軍事クーデターと民政移管をたびたび繰り返してきた。2017年の憲法改正により、議院内閣制から大統領制に移行した。議会は一院制である。約8,430万人いるトルコ国民の約98%がイスラム教徒（大部分はスンナ派）であるが、現在のトルコは、政教分離の原則に基づく世俗国家である。

トルコの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。トルコ法は、伝統的に、スイス法（民法）、ドイツ法（商法、会社法）、イタリア法（刑法）、フランス（行政法）というように、西欧の大陸法主義の国の法制度の影響を強く受けてきた。トルコは、近時、EU加盟を目指しており、EU法の法制度に合わせるための改正を行ってきたことから、EU法の影響が強くなっている。

## II 知的財産法全般

従前、トルコでは、特許・実用新案、意匠、商標、地理的表示のそれぞれにつき、単行法が制定・施行されていた。2016年12月22日、上記の各法令を基本としつつ重要な修正を加えた「知的財産法」が採択され、2017年1月10日から施行されている。

トルコの現在の知的財産法制度は、主に、「知的財産法」（特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示等について規定している）、「知的及び芸術的著作物に関する法律」（著作権等について規定している）、及び「商法」（同法54条乃至63条は、営業秘密侵害を含む不正競

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> トルコにおける最大の都市はイスタンブールであり、人口は約1,470万人である。

争について規定している) 等により構成されている。

全 191 条からなる「知的財産法」(2017 年 1 月 10 日施行) の体系は、表 1 のとおりである<sup>3</sup>。なお、「知的財産法施行規則」も施行されている。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、事実上、重要な役割を果たしている。

表 1 : 「知的財産法」の体系

序	目的、範囲、定義及び保護の受益者	
第 1 編 商標	第 1 章 商標権及び範囲	第 1 節 出願、優先権及び審査、第 2 節 第三者の意見、異議申立及び審査請求並びに異議申立及び審査請求の審査
	第 2 章 出願、異議申立及び審判請求	
	第 3 章 登録、保護期間及び更新	
	第 4 章 ライセンス	
	第 5 章 権利の終了	第 1 節 無効及び取消、第 2 節 他の終了条件及びその効果
	第 6 章 商標権侵害	
	第 7 章 団体商標及び証明商標	
第 2 編 地理的表示及び伝統的特産品保護	第 1 章 地理的表示及び伝統的特産品保護の権利	
	第 2 章 出願及び異議申立	
	第 3 章 登録及び補正請求	
	第 4 章 権利の範囲、使用及び管理	
	第 5 章 権利の終結	第 1 節 無効、第 2 節 権利及び義務の放棄
	第 6 章 権利の侵害	
第 3 編 意匠	第 1 章 意匠権及びその範囲	
	第 2 章 出願、審査及び	第 1 節 意匠出願、優先権及び審査、第 2 節 登

<sup>3</sup> 本稿における「知的財産法」の和訳は、主に下記リンク先のものを参照した。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/turkey-sangyou.pdf>

	登録	録及び公告、第 3 節 異議申立及び異議申立の審査、第 4 節 保護期間及び更新
	第 3 章 権利の所有権及び侵奪	
	第 4 章 従業者意匠	
	第 5 章 ライセンス	
	第 6 章 権利の消滅	第 1 節 無効、第 2 節 他の消滅条件及びその効果
	第 7 章 意匠権の侵害	
第 4 編 特許及び実用新案	第 1 章 特許権	第 1 節 特許性の条件、第 2 節 特許権の範囲
	第 2 章 出願、特許付与及び異議申立	第 1 節 出願及び優先権、第 2 節 特許付与、第 3 節 異議申立及び異議申立の評価、第 4 節 保護期間及び年金
	第 3 章 特許処理に関する手続	
	第 4 章 権利の所有権及び侵奪	
	第 5 章 従業者発明	
	第 6 章 追加特許及び秘密特許	
	第 7 章 ライセンス	第 1 節 契約によるライセンス、第 2 節 強制ライセンス
	第 8 章 権利の終結	第 1 節 無効、第 2 節 他の終結状況及びその効果
	第 9 章 特許権の侵害	
	第 10 章 実用新案	
第 5 編 共通規定及び他の規定	第 1 章 共通規定	
	第 2 章 他の規定	

トルコは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO 設立条約、WTO 協定、TRIPS 協定、特許協力条約 (PCT)、欧州特許条約 (EPC)、国際特許分類に関するストラスブール協定、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、意匠の国際分類を定めるロカルノ協定、意匠の国際登録に関するハーグ協定、商標法条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービ

スの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、実演家等保護条約（ローマ条約）、WIPO 著作権条約、WIPO 実演・レコード条約、植物新品种の保護に関する国際条約（UPOV 条約）等である。

知的財産権に関連するトルコの政府機関のうち最も主要なものである「トルコ特許商標庁」<sup>4</sup>は、アンカラに所在している。主に特許、実用新案、意匠及び商標の出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。また、文化観光省の「著作権総局」は、著作物の任意登録を処理する権限等を有している。

### III 特許

#### 1 概要

トルコの現行特許法制度は、「知的財産法」により形作られている。

現在のところ、トルコで特許権を取得するには、3つの方法がある。1つは、欧州特許条約（EPC）に基づき欧州特許局（EPO）に対して欧州出願を行い、許可後に、トルコ等の希望する国における登録を行うことである。もう1つは、PCT 出願のルートである。最後の1つは、パリルートにより、トルコ特許商標庁に特許出願を行い、特許を取得することである。

「特許」とは、発明が新規であり、進歩性を伴い、産業に応用されることを条件として、すべての技術分野の発明に付与されるものをいう。新規性については、絶対的新規性が採用されており、世界のいずれかの国・地域において公知公用となり又は刊行物に記載された発明は、新規性が認められない。

「発明」に該当しないものとしては、①発見、科学理論及び数学的方法、②精神的行為、事業活動又は遊戯に関する計画、規則及び方法、③コンピュータ・プログラム、④美的創造物、文学作品、芸術作品及び学術論文、⑤情報の提示が挙げられる。また、特許が付与されない発明としては、①公の秩序又は道徳に違反する発明、②植物品種若しくは動物品種に関するか又は植物品種若しくは動物品種を生み出すことを目的とする生物学的方法であって、微生物学的方法又はかかる方法の結果取得される製品を除くもの、③人体又は動物の身体に適用することを目的とする診断方法を含むすべての治療法及び手術方法、④発生及び進化の様々な段階にある人体及び遺伝子配列又は部分遺伝子配列を含む人体の部分の一つのみの発見、⑤ヒトをクローン化する方法、ヒトの伴性遺伝の遺伝子同一性を変更する方法、工業又は商業上の目的でのヒト胚の使用、ヒト又は動物に顕著な医学的利益を与えることなく動物に苦痛をもたらすおそれがある方法で遺伝子同一性を変更する方法及びかかる操作の結果取得される動物が挙げられる。

---

<sup>4</sup> トルコ特許商標庁のホームページの URL は、下記のとおりである。  
<https://www.turkpatent.gov.tr/TURKPATENT/?lang=en>

## 2 従業者発明

従業者が施設若しくは公的機関において遂行する必要がある従業者の業務に基づく発明又は施設若しくは公的機関における経験及び業務に相当程度基づき、かつ、業務関係との関連においてなされた発明は、職務発明とされる。従業者は、職務発明をなした場合は、発明を使用者に書面で遅滞なく報告する義務を負う。使用者は、職務発明に係る全権利又は部分的権利を請求することができる。使用者は、従業者の通知を受領した日から4か月以内に、この請求を従業者に書面で通知する義務を負う。使用者が職務発明に係る全権利を請求した場合は、発明に係るすべての権利は、従業者が通知を受領したときに、使用者に移転されるものとする。使用者が職務発明に係る全権利を主張した場合は、従業者は、使用者に対し、合理的な額を自己に支払うよう請求することができる。使用者が職務発明に係る部分的権利を主張した場合において、使用者が発明を実施したときは、合理的な額を従業者に支払うべき旨の従業者による請求が発生する。報酬の額を算定するにあたっては、職務発明の経済的評価可能性、企業における従業者の任務、発明に対する企業の貢献を考慮するものとする。

## 3 出願・審査

トルコ「知的財産法」は、先願主義を採用している。

出願言語は、トルコ語である。外国語で出願された場合は、出願日から2か月以内に、トルコ語への翻訳を提出しなければならない。

出願人は、出願日から12か月以内に、先行技術の調査請求を行わなければならない。調査請求を行わない場合は、出願を取り下げたものとみなされる。また、調査報告書の通知後3か月以内に、審査請求を行わなければならない。審査請求を行わない場合は、出願を取り下げたものとみなされる。

出願日又は優先日から18か月経過後に、特許出願内容及び調査報告書が公開される。公開後、第三者は、特許性について情報提供をすることができる。

## 4 登録

特許権の存続期間は出願日から20年である。

特許付与決定の公告日から6か月以内に、第三者は、特許付与後の異議申立を提起することができる。特許付与後の異議申立の理由としては、①特許の主題が特許性の条件を満たさないこと、②発明が十分に開示されていないこと、③特許の主題が出願の範囲を超えていること等が挙げられる。特許付与後の異議申立に対するトルコ特許商標庁の決定に対しては、訴訟を提起することができない。しかし、特許権無効訴訟を提起することはできる。

間接侵害の成立要件は、①提供された手段が、発明の不可欠な要素であること、②その手段を提供した第三者が、その手段が発明の実施を可能とすることを認識していたこと、③関

係者らが侵害を行うように当該第三者が仕向けたことが証明されることである<sup>5</sup>。

特許権の保護範囲は、クレームにより決定される。クレームを解釈するにあたっては、明細書及び図面が使用される。トルコでは、「均等論」が認められている。即ち、特許権の保護範囲は、侵害の申立てが提出された時に特許訴訟で特定された要素と同等の要素が存在することを考慮して評価され、これによって決定される。より具体的にいえば、ある要素が本質的に「同等の機能」を有し、「同等の方法」で実行され、「同等の結果」をもたらす場合、その要素は訴訟によって認められた要素と均等であると認められる<sup>6</sup>。

トルコでは、消尽の抗弁も認められている。トルコで知的財産権を消尽させるためには、世界のどこかで知的財産権を有する製品を発売すれば十分である<sup>7</sup>。

#### IV 実用新案

トルコの「知的財産法」は、実用新案制度を採用している。

新規である考案及び産業上利用可能な考案は、実用新案の付与によって保護される。特許とは異なり、進歩性は要件とはされていない。但し、①化学的及び生物学的物質又は化学的及び生物学的的方法若しくはこれらの方法により取得される製品に関する考案、②医薬関連物質又は医薬関連方法若しくはこれらの方法により取得される製品に関する考案、③バイオテクノロジーに係る考案、④方法により取得される製品又はこれらの方法に関する考案については、実用新案は付与されない。

出願言語は、トルコ語である。外国語で出願された場合は、出願日から2か月以内に、トルコ語への翻訳を提出しなければならない等は、特許出願の場合と同様である。

実用新案登録の場合の「新規性」の要件は、特許の場合と同様に、絶対的新規性が採用されている。

新規性、産業上の利用可能性等についての実体審査は行われない。方式的要件及び実用新案の保護対象の審査の後、先行技術の調査請求を行わなければならない。調査請求を行わない場合は、出願を取り下げたものとみなされる。

出願日又は優先日から18か月経過後に、実用新案出願内容及び調査報告書が公開される。実用新案権の存続期間は出願日から10年である。更新はできない。

#### V 意匠

トルコの現行意匠法制度は、「知的財産法」により形作られている。

---

<sup>5</sup> 『トルコにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査』（日本貿易振興機構ドバイ事務所、2018年）70頁。

<sup>6</sup> 前掲『トルコにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査』70頁。

<sup>7</sup> <https://thelawreviews.co.uk/title/the-intellectual-property-review/turkey>

意匠とは、「製品の全体又は一部の外観であって、製品自体又はその装飾の線、輪郭、色彩、形状、素材又は織り方の特徴から生じるもの」をいう。ここにいう「製品」は、工業又は手工芸による物品を意味し、複合製品（製品の分解及び再組立により交換又は新調することができる構成部品から構成される製品）に組み立てることを目的とする部品、包装、一緒に知覚される 2 以上の物体の表現、図形的表象及び活字書体のような製品を含むが、コンピュータ・プログラムは含まない。意匠は、「知的財産法」の規定に従って登録された場合、登録意匠として保護される。また、未登録意匠であっても、トルコにおいて最初に公表された日から 3 年間は保護される。

トルコでは、先願主義及び部分意匠制度が採用されている。

意匠登録出願は、トルコ特許商標庁に対して行う必要がある。上記の定義に該当する意匠は、新規性及び独自性があれば、登録することができる。意匠は、出願日又は優先日以前に世界のどこにも公開されていない場合、新規性があるとみなされる。但し、トルコでは、意匠の最初の公開から 12 か月以内であれば出願が可能である。トルコ特許商標庁が出願を登録することが適切であると判断した場合、意匠登録される。但し、第三者は登録公告日から 3 か月以内にトルコ特許商標庁に意匠登録に対する異議申立を行うことができる。

意匠権は登録日から発生し、その最初の存続期間は出願日から 5 年であるが、その後、5 年ごとに最大 4 回更新し、合計 25 年まで延長することができる。更新は、各期限の 6 か月前までに申請しなければならない。

また、意匠によっては、著作権保護の要件を満たすものもある。この場合、当該意匠は、意匠としての保護と、著作権法上の著作物としての保護の両方の恩恵を受けることができる（多重保護原則）。意匠権者は、意匠を著作物としても保護することができるため、大きなメリットを得ることができる（例えば、著作権の保護期間は原則として 70 年であり、意匠権よりも長い。また、著作権の取得には、出願・登録という手続は不要である）<sup>8</sup>。

## VI 商標

### 1 概要

トルコの現行商標法制度は、「知的財産法」により形作られている。

商標は、人名を含む語、図形、色彩、文字、数字、音声及び商品の形状又はその包装のような標識から構成される。香り、動き、立体の商標登録を受けることも可能である。

### 2 不登録事由

商標の不登録事由には、絶対的不登録事由と相対的不登録事由がある。

絶対的不登録事由としては、①商標の定義に含まれない標識、②識別性を欠く標識、③商

---

<sup>8</sup> <https://thelawreviews.co.uk/title/the-intellectual-property-review/turkey>

品又は役務の種類、型、特徴、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の生産時期若しくはサービスの提供時期又はその他の特徴を指定するために取引上使用される標識又は表示から専ら構成されるか又はそれらを本質的要素として含む標識、④同一の商品及び役務又は同種の商品及び役務に関して、登録されているか又は登録出願されている商標と同一又は識別できないほど類似している標識、⑤商圏内のすべての者により使用される又は特定の専門的、職業的若しくは商業的集団の構成員を他の者から識別するために使用される標識又は表示から専ら構成されるか又はそれらを本質的要素として含む標識、⑥商品自体の性質から生じる形状若しくはその他の特徴又は技術的成果を得るために必須であるか若しくは商品に実質的な価値を与える形状若しくはその他の特徴から専ら構成される標識、⑦商品又は役務の性質、品質又は原産地等に関して、公衆を欺くことになる標識、⑧パリ条約 6 条の 3 に従って拒絶される標識、⑨パリ条約 6 条の 3 が適用される標識以外であるが、公益性を有し、かつ、歴史的、文化的価値及び管轄当局の同意が与えられていない記章、徽章又は盾を含む標識、⑩宗教的価値又は象徴を含む標識、⑪公の秩序又は認められた道徳律に反する標識、⑫登録された地理的標識から構成されるか又は登録された地理的標識を含む標識が挙げられる。

また、相対的不登録事由としては、①先の商標との同一性又は類似性及び対象の商品又は役務の同一性又は類似性により、先の商標を連想させる可能性を含め、公衆の側に混同の可能性のある商標登録出願、②商標所有者の同意なく、かつ、正当な理由なく、代理商又は代理人により自己の名義でなされた同一又は識別できない程に類似する商標の商標登録出願、③未登録商標又は業として使用される他の標識に対する権利が、出願日又は商標登録出願につき主張された優先日の前に取得された場合、④パリ条約 6 条の 2 の文脈における周知標章と同一又は類似の商標で、同一及び類似の商品又は役務についての商標登録出願、⑤正当な理由のない後の商標の使用が、先の商標がトルコにおいて得ている評判により、先の商標の識別性又は評判を不当に利用するか又は害することになる場合、⑥商標が他人の人名、商号、写真、著作権又はその他の知的所有権から構成される商標登録出願、⑦不更新による団体標章又は証明標章の保護の満了後 3 年以内になされた、団体標章又は証明標章と同一又は類似の商標の同一又は類似の商品又は役務での登録出願、⑧不更新による登録商標の保護の満了後 2 年以内になされた、登録商標と同一又は類似の商標の同一又は類似の商品又は役務での登録出願であって、商標がこの期間中に使用されている場合、⑨悪意でなされた商標出願が挙げられる。

### 3 出願・審査

トルコ商標法は、先願主義及び一出願多区分制が採用されている。また、コンセント制度が採用されている。

日本の特許庁とトルコ特許商標庁は、2018 年 4 月 1 日より、特許審査ハイウェイ試行プ

プログラムを実施している（通常型 PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPH）<sup>9</sup>。

第三者は、商標出願公告から 2 か月以内に、異議申立をすることができる。他方、出願人は、職権で拒絶された場合、又は第三者の異議申立に基づき拒絶された場合、当該通知を受領してから 2 か月以内に拒絶に対する不服審査請求を行うことができる。この場合、再審査評価委員会が審査することになる。再審査評価委員会の決定は、トルコ特許商標庁の最終決定となる。この決定に対して不服がある者は、最終決定の通知から 2 か月以内に裁判所に訴訟を提起することができる。

#### 4 登録

商標権の存続期間は出願日から 10 年であり、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。更新は、全部の商品・役務についてではなく、一部の商品・役務についてのみ行うことも可能である。

商標登録後継続して 5 年以上登録商標を使用していない場合、正当な理由がない限り、申立により、当該登録商標を取り消されることがある。ここにいう「商標の使用」には、①標章の識別性を変更しない異なる要素を有する商標の使用、②専ら輸出目的の商品又は包装における商標の使用、③商標所有者の同意のある商標の使用が含まれる。

#### VII 著作権

トルコの現行著作権法制度は、「知的及び芸術的著作物に関する法律」により形作られている。

トルコでは、最初の著作者は自然人に限定される。

トルコでも、日本と同様、著作権の発生には、とくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。

しかし、著作権総局に対し、著作物の任意登録を申請することができる。著作権侵害を主張するためには、著作権登録を任意で行っておくことが望まれる。著作権登録の申請手続は、著作権総局に対して行う。著作権登録は、著作権総局又は裁判所によってこれに反する証明がなされない限り、著作権の証明としての役割を果たすことができる<sup>10</sup>。もし著作権登録を行わない場合は、著作権の所有を裏付ける証拠として、著作物の創作日や創作プロセスの記録等を保存しておくことが重要といえる（トルコでは、著作物の創作日の立証手段として、タイムスタンプや公証人による証明の手段もよく利用されている）。

音楽作品、映画作品及びコンピューターゲームは、著作権の強制登録の対象であり、任意登録の対象には含まれない。強制登録と言っても、その効力及び有効性は、任意登録と同じである。音楽作品、映画作品及びコンピューターゲームが強制登録の対象とされている理由

<sup>9</sup> [https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan\\_turkish\\_highway.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_turkish_highway.html)

<sup>10</sup> 前掲『トルコにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査』82 頁。

は、これらの作品は、複製後、輸送前に、「バンデロール」を貼り付けなければならないからである。「バンデロール」は、著作権管理団体及び行政機関が、作品に対する財務的権利を徴収するためのものである。任意登録の作品の場合も、作品に対する財務的権利を容易に追跡できるようにするため、あえて「バンデロール」を申請し貼り付けることもできる。「バンデロール」の偽造や不正使用した者には、懲役刑が科される可能性がある<sup>11</sup>。

著作権の保護期間は、原則として、著作者の死後 70 年までである。

## VIII 営業秘密

トルコには、営業秘密保護のみを規定した特別の法律は無い。しかし、いくつかの法律の規定は、営業秘密侵害に適用することができる。

トルコの「商法」の 54 条乃至 63 条は、不正競争について規定している。とくに同法 55 条は、「他人に属する製造及び営業の秘密を不法に開示すること」が不正競争にあたると明確に定めている。営業秘密を開示された個人又は法人は、不正競争行為に関して、同法に規定されている法的救済措置（民事と刑事の両方）に訴えることができる。「商法」の 54 条乃至 63 条には、営業秘密の定義についての規定が無いが、控訴裁判所の 2019 年 10 月 21 日判決は、一般的に、営業秘密を「①その個人又は法人の所有者がその競争相手に対して経済的利益をもたらし、②その所有者が秘密として保持し、③その所有者が秘密を保持するために合理的措置を講じている情報」と定義し、また、とくに不正競争における営業秘密については、より具体的に、「所有者がその事業活動において活用し、当該情報にアクセスできない競争相手に対して所有者に経済的利益をもたらす情報、モデル、方式、レイアウト」と定義した。この定義によれば、数式、モデル、戦略、製造の技術的特徴、供給源、研究開発活動、ネットワークなどの情報は、「営業秘密」に含まれることになる。なお、「商法」の不正競争に関する規定が適用されるためには、侵害行為がトルコ国内で発生したことが必要である<sup>12</sup>。

また、トルコの「債務法」396 条は、雇用契約に関する項目の中で、業務上、従業員に開示された使用者の企業秘密を保護することを目的とした具体的な規定を定めている。

営業秘密侵害者に対し、営業秘密の権利者は、損害賠償請求等の民事責任を追及することができる。なお、トルコでは、原則として、懲罰的賠償制度が採用されていない。

また、刑事責任については、「商法」62 条及び「刑法」239 条が規定している。まず、「商法」62 条は、「他人の業務上及び製造上の秘密を意図的に不正に開示すること」等の不正競争行為を行った個人又は法人の代表者は、2 年以下の懲役又は罰金に処することとしている。また、「刑法」239 条は、肩書、職務、職業等を理由として、企業秘密、銀行秘密、顧客秘密に該当する情報又は文書を入手した個人が、当該情報又は文書を開示し、又は無権限者に

<sup>11</sup> 前掲『トルコにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査』83 頁。

<sup>12</sup> <https://www.mondaq.com/turkey/trade-secrets/1094960/trade-secrets-in-turkey>

提供した場合、1年から3年の禁固刑及び罰金に処することとしている<sup>13</sup>。

## Ⅸ エンフォースメント

トルコにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関の水際措置等がある。

### 1 民事的手段（民事訴訟）

民事的手段（民事訴訟）により、知的財産権の権利者は、権利侵害行為の差止、損害賠償、権利侵害品の差押え、侵害継続防止のための措置等を請求することができる。また、重大な回復不能な損害の差し迫った脅威が存在する場合、訴訟前又は訴訟中に、仮差止命令を申請することもできる。

2019年1月1日以降、知的財産権の補償金・賠償金の請求事件にあつては、権利者は、裁判所に提訴する前に、調停を申し立てなければならなくなった<sup>14</sup>。

トルコは三審制を採用している。民事訴訟事件の第一審は「地方民事裁判所」、第二審は「広域地方控訴裁判所」、最終審は「最高裁判所」が管轄権を有する。「地方民事裁判所」には、一般管轄の民事裁判所と、専門管轄の民事裁判所がある。専門管轄の民事裁判所には、知的財産民事裁判所が含まれる。知的財産民事裁判所では、知的財産法を専門とする裁判官が知的財産権関連の訴訟事件を担当することにより、正確かつ迅速な事件処理が目指されている。トルコには、10か所の知的財産民事裁判所が存在する。郡又は県に知的財産民事裁判所が存在しない場合、一般管轄の民事裁判所が知的財産訴訟事件を管轄する<sup>15</sup>。トルコの裁判所は、知的財産権がトルコで登録されているか、被告がトルコに居住しているか、不法行為がトルコで行われた場合に、国際的な知的財産権侵害の裁判管轄権を有する。

トルコの知的財産民事裁判所の裁判官は知的財産法の専門家である。さらに、技術的な専門性も非常に重要であり、ほとんどの知的財産権侵害事件の場合、裁判官は、国選専門家又は国選専門家パネルに専門家調査を依頼する。トルコの民事訴訟手続は、書面でのやり取りが基本となっているところ、当事者の準備書面と専門家による鑑定書が最も重要な書類である。なお、トルコは、陪審制を採用していない<sup>16</sup>。

トルコの民事訴訟の手続の概要は、次のとおりである<sup>17</sup>。

①裁判所は、原告から訴状を受理した後、被告に対し、訴状を送達する。被告は、送達を受けた後、2週間以内に、答弁書を提出しなければならない。その後、原告から反論書、被告から再反論書が提出される。

<sup>13</sup> <https://www.mondaq.com/turkey/trade-secrets/1094960/trade-secrets-in-turkey>

<sup>14</sup> <https://thelawreviews.co.uk/title/the-intellectual-property-review/turkey>

<sup>15</sup> 前掲『トルコにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査』33～35頁。

<sup>16</sup> <https://thelawreviews.co.uk/title/the-intellectual-property-review/turkey>

<sup>17</sup> 前掲『トルコにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査』34～35頁。

②上記のとおり原告と被告の双方による主張のやりとりが行われた後、裁判所は予備審問を行う。予備審問においては、主に、双方により手続上の要件が満たされているか否かが審査されるとともに、訴訟の主題の特定が行われる。

③裁判所は、本案審理において、当該訴訟事件の実体についての書証及び専門家・証人の証言等の尋問等の審理を行う。

④最終口頭弁論において、双方による最終弁論が行われる。裁判所は、本案審理が十分に尽くされたと考える場合、審理を終結し、当該訴訟事件の第一審判決を下すことになる。

## 2 刑事的手段（刑事訴訟）

商標権侵害、著作権侵害及び営業秘密侵害のケースにおいては、刑事的手段の利用が考えられる。これらの知的財産権の権利者は、知的財産権侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考えられる場合、検察官又は捜査当局に対し刑事告訴を行うことにより、刑事訴訟を提起してもらい、犯罪者に刑事責任を負わせることも検討に値する。

前述した民事訴訟の場合と同様、刑事訴訟についても、トルコは三審制を採用している。刑事訴訟事件の第一審は「地方刑事裁判所」、第二審は「広域地方控訴裁判所」、最終審は「最高裁判所」が管轄権を有する。「地方刑事裁判所」には、一般管轄の刑事裁判所と、専門管轄の刑事裁判所がある。専門管轄の刑事裁判所には、知的財産刑事裁判所が含まれる。知的財産刑事裁判所では、知的財産法を専門とする裁判官が知的財産権関連の訴訟事件を担当することにより、正確かつ迅速な事件処理が目指されている。トルコには、9か所の知的財産刑事裁判所が存在する。郡又は県に知的財産刑事裁判所が存在しない場合、一般管轄の刑事裁判所が知的財産訴訟事件を管轄する<sup>18</sup>。

トルコの刑事訴訟の手続の概要は、次のとおりである<sup>19</sup>。

①検察官が、商標権者から権利侵害刑事事件の告訴を受理した場合、警察との協力の下で捜査が行われ、証拠が収集される。検察官により請求され、治安裁判所により命令され、警察により執行される捜索令状及び差押決定は、知的財産権侵害行為を抑止する効果を有する。

②検察官が、捜査の結果、十分な証拠が得られたと判断した場合、起訴状の案を作成し、地方刑事裁判所に提出する。

③地方刑事裁判所は、起訴状を受理するか否かを判断する。受理することに決定した場合、地方刑事裁判所は当該事件の審理を開始する。

④地方刑事裁判所は、検察官の立会いの下で、当該訴訟事件についての書証及び専門家・証人の証言等の尋問等の審理を行う。商標権者も審理に参加することができる。

⑤地方刑事裁判所は、全ての審理を終えた後、最終公判において判決を下す。

<sup>18</sup> 前掲『トルコにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査』36～37頁。

<sup>19</sup> 前掲『トルコにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査』36～37頁。

### 3 税関による水際措置

知的財産権利者にとっては、税関による水際取締りも有効な手段であるといえる。とくにトルコは、交通の要衝であるため、税関による水際取締りが重要であるといえる。

トルコの「税関法」及び「税関実施規則」が、特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示、著作権、集積回路、植物新品種等の侵害物品に対する税関による水際取締りの手続等について具体的に規定している。また、「商法」は、未登録の知的財産権の侵害物品についても、税関による水際取締りを可能としている<sup>20</sup>。

税関による水際取締りの手続の概要は、次のとおりである<sup>21</sup>。

①知的財産権利者は、アンカラにある税関本局に、監視の集中申請を行うことができる。税関本局は、申請後 30 日以内に決定書を発行し、集中申請が受理されたか否かを E メールで権利者に通知する。

②集中申請が受理された場合（集中申請受理の有効期間は 1 年）、地方の関税局は、権利侵害物品の監視を行う。被疑侵害物品の輸出又は輸入の疑いを発見した関税局職員は、権利者にその旨を通知する。

③関税局は、権利者のオンライン又は職権により、被疑侵害物品の輸出又は輸入を差し止めることができる。

④権利者は、裁判所の判断を取得するため、刑事訴訟又は民事訴訟を提起する。刑事裁判所又は民事裁判所は、差し止めを認めるか否かにつき、判決を下す。

## X おわりに

以上、トルコの知的財産法制度の概要を紹介したが、前述したとおり、トルコは EU にはまだ加盟していないものの、EU 加盟を実現するため、EU 法に近い知的財産法制度を採用している。トルコは、約 8,430 万人という多くの人口を有するが、比較的若者が多く、伸び盛りの国である。産業も、製造業、観光業等、多岐にわたっているところ、最近では、ドローン兵器等の防衛・軍事産業の成長ぶりが注目されている。トルコは西アジアとヨーロッパの間に位置するという地政学的な重要性だけでなく、トルコ経済の成長性等を考えると、今後も、トルコの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.15630』（経済産業調査会、2022 年、原題は「世界の知的財産法 第 44 回 トルコ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするも

<sup>20</sup> 前掲『トルコにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査』43 頁。

<sup>21</sup> 前掲『トルコにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査』44～51 頁。

のであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。